

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2011年6月24日
【会社名】	株式会社日立製作所
【英訳名】	Hitachi, Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 中西 宏明
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役副社長 三好 崇司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号）附則第10条第3項の規定に基づき、同府令第9条の規定による改正前の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下「旧内部統制府令」という。）第18条の規定により、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に準拠して本内部統制報告書を作成している。

当社の経営者は、財務報告に係る適切な内部統制を構築、維持する責任を負う。財務報告に係る内部統制は、米国1934年証券取引所法に基づく米国証券取引委員会規則13a-15(f)項又は15d-15(f)項に規定されており、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告のための財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために、当社の経営の最高責任者及び主たる財務担当役員により又はその監督の下で設計され、当社の取締役会、経営者及びその他の従業員によって実施されるプロセスである。これには以下の方針及び手続を含んでいる。

- ・ 当社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連する方針及び手続
- ・ 財務諸表を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成するために必要な取引の記録が行われていること、及び当社の収入と支出が当社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供するための方針及び手続
- ・ 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある当社の資産が未承認で取得、使用又は処分されることを防止又は適時に発見することの合理的な保証を提供するための方針及び手続

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不十分になる可能性もしくは方針や手続の遵守の程度が低下する可能性が伴う。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営者は、2011年3月31日時点における当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価した。評価に際し、当社の経営者は、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制 統合的枠組み」で確立された規準を用いている。

## 3【評価結果に関する事項】

当社の経営者は、これらの規準をもとに、2011年3月31日時点の当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論に至った。

## 4【付記事項】

旧内部統制府令第18条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点は、以下のとおりである。

1. 旧内部統制府令第18条の規定を適用しないで作成する場合には財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等を評価の範囲とするが、米国において要請されている内部統制報告書では、有価証券報告書における「第一部 企業情報 第5 経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを評価の範囲とする。
2. 旧内部統制府令第18条の規定を適用しないで作成する場合には持分法適用関連会社が評価の範囲に含まれるが、米国において要請されている内部統制報告書では評価の範囲に含まれない。

## 5【特記事項】

該当事項なし。